

制度概要

東彼杵町創業支援資金保証（略称：東彼杵創業）		
目 的	東彼杵町内で、新たに事業を開始又は実施するために必要となる資金の円滑化を図ることにより、東彼杵町における創業を活性化し、町内産業の健全な発展に資することを目的とする。	
保 証 の 対 象 （ 資 格 要 件 ）	創業者である中小企業者であって、次の(1)または(2)のいずれかに該当し、かつ(3)(4)に該当するもの。 (1)東彼杵町内において、新たに事業を開始しようとする者であって、次のいずれかに該当するもの。 ①事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの ②事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの (2)東彼杵町内において、事業を開始した日又は、会社を設立した日以後1年を経過していない者であって、次のいずれかに該当するもの。 ①事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後1年を経過していないもの。 ②事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過していないもの。 ③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過していないもの (3)事業開始までに、住所(会社の場合は登記簿上の所在地)を東彼杵町内に有していること。 (4)町税を完納していること。	
対 象 資 金	東彼杵町内で、新たに事業を開始または実施するために必要となる設備資金及び運転資金	
保 証 条 件	貸付限度額	500万円以内 ※他の創業関連保証、再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証と合算して3,500万円以内
	保証期間	7年以内（うち据置 1年以内）
	返済方法	原則として分割返済
	貸付形式	原則として証書貸付
	担 保	不要
	保 証 人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	年1.90%
保 証 料 率	基準料率	年0.80%
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②保証協会の定める要件を満たし、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択する事業者については、要件の充足状況に応じて上記保証料率から0.25%または0.45%の料率を割増する。
	保証料補助	東彼杵町が全額を補助する。 ただし、適用料率②による保証料率引上げ分を除く。
責 任 共 有	責任共有制度の対象外(100%保証)	
取扱金融機関	十八親和銀行	
申 込 時 類 添 付 書	①東彼商工会が発行する「東彼杵町創業資金融資あっせん書」(写) ②保証の対象(1)に該当するものは、保証協会所定の創業・再挑戦計画書 ③その他保証協会が必要とする書類	
留 意 事 項	申込先：東彼商工会 ※町税を滞納していないことの証明書は申込先に提出する。	
実 施 日	平成28年 4月 1日 創設 最終改正 令和7年7月7日	